

(様式2)
処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		担当課	水産課	検索番号	4—2
法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	根拠条項	2 1—1		
不利益処分	遊漁船業の登録の取消し等				
(根拠規定)					
○遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）					
（登録の取消し等）					
第 21 条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。					
1 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					
2 不正の手段により登録を受けたとき。					
3 第 6 条第 1 項第 2 号又は第 8 号から第 16 号までのいずれかに該当することとなつたとき。					
(処分基準)					
遊漁船業の業務改善命令に同じ。					